



くすのき



令和3年(2021年)5月14日

No. 5

「新型コロナウイルス感染症への対応について」

平素は、本校学校教育活動の推進に御支援・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

県内におきましても、感染者は増大しており、本校においても先日の「学習参観」を中止させていただき等、感染防止のために最善の策を講じているところです。

また、幸いにも本校においては、これまで児童や教職員に陽性者はなく、感染防止に留意しながら、様々な教育活動が予定通り進められております。これも、保護者の皆様の対策徹底のおかげと心より感謝しております。

なお、下記の点につきまして、保護者の皆様に改めてご留意をお願いしたいと存じます。引き続き、環境衛生および健康観察等の徹底に努めてまいりますので、何卒御理解・御協力のほど、よろしくお願いいたします。



記

1. 保健所による濃厚接触者の判断について

本校では、滋賀県教育委員会・草津市教育委員会のガイドラインに沿って対応をしており、きちんと対策がなされていれば、もし校内で陽性者が発覚しても、同室にいた児童が次々と濃厚接触者と判断されることはありません。判断には、特に室内の換気の状態やマスク無しでの会話の有無がポイントとなります。また、対策ができていているという確実な記録(健康状態の記録、行動の記録)も重要です。保護者の皆様にはこれまでより「健康観察票」を毎日提出していただいておりますが、今後も継続実施の御協力をお願いいたします。

2. 新型コロナウイルスに関する正しい知識理解について

全校児童には、5/10(月)に「ともだちの日」の学習の中で、日本赤十字社が作成した動画等を活用して、嫌悪や差別が感染者や感染が疑われる方など『人』に向かっていくことが心配であること、そして、本当に戦わなくてはいけない相手は人ではなく『ウイルス』と、一人ひとりの心の中にある『恐怖』であること等を、発達の段階に応じて、それぞれ学級で考え合いました。

コロナウイルスは感染すると、自分が発症する前から他人への感染力をもつようになります。また、誰もが発症するのではなく、特に若い世代では無症状で済んでしまうことも多くみられます。このような理解が不十分で、自分が元気なうちは他人へうつすことはないと考えている児童が一部にみられるようですが、常に自分が感染するかもしれないというだけでなく、他人へ感染させるかもしれないという理解も大切です。

3. 人権に配慮した行動について

全国的に感染者が増加傾向にあり、いつ誰が感染していてもおかしくない状況となりつつあります。引き続き一人ひとりが、相互理解と思いやりの気持ちを持ち、感染症とその対策等への正しい理解とともに人権に配慮した適切で冷静な行動をとっていきましょう、よろしくお願い致します。

